

---

令和 8 年度  
第 1 回千歳市農業委員会総会議事録

---

千歳市農業委員会

---

## 令和8年度第1回千歳市農業委員会議事録

---

日 時 令和8年4月24日（金） 13時35分開会  
13時59分閉会  
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

### 1 出欠状況（出席委員13名、欠席委員7名）

|     |           |     |         |
|-----|-----------|-----|---------|
| 1番  | 平 沖 道 徳   | 欠 席 |         |
| 2番  | 今 務       | 出 席 |         |
| 3番  | 三 溝 健 雄   | 出 席 |         |
| 4番  | 平 岡 日 出 男 | 出 席 |         |
| 5番  | 高 橋 正     | 欠 席 |         |
| 6番  | 今 鉄 雅     | 欠 席 |         |
| 7番  | 宮 澤 徳 夫   | 出 席 |         |
| 8番  | 山 形 繁 雄   | 出 席 |         |
| 9番  | 鈴 木 弘 樹   | 出 席 |         |
| 10番 | 川 端 智 之   | 出 席 |         |
| 11番 | 佐々木雅宏     | 欠 席 |         |
| 12番 | 片 桐 好 英   | 欠 席 |         |
| 13番 | 平 井 久     | 出 席 |         |
| 14番 | 藤 田 勝 久   | 出 席 | 議事録署名委員 |
| 15番 | 清 水 利 一   | 出 席 | 議事録署名委員 |
| 16番 | 樋 口 司     | 欠 席 |         |
| 17番 | 黒 澤 讓 治   | 欠 席 |         |
| 18番 | 中 村 由 美 子 | 出 席 |         |
| 19番 | 工 藤 信 二   | 出 席 |         |
| 20番 | 長 島 信 行   | 出 席 |         |

### 2 事務局職員出席状況

|        |           |
|--------|-----------|
| 事務局長   | 櫻 井 雅 彦   |
| 管理課長   | 上 田 創 一   |
| 企画振興係長 | 目 黒 めぐみ   |
| 農地係長   | 小 野 美 幸   |
| 農地係主任  | 荒 川 裕 昭   |
| 農地係主任  | 栗 巢 野 将 太 |

### 3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
  - 報告第 1 号 専決処分の報告について(農業委員会事務局職員の人事異動)
  - 報告第 2 号 専決処分の報告について(農地法第 3 条の 3 届出)
  - 報告第 3 号 専決処分の報告について(現況証明願)
- 日程第 6 協議の部
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 現況証明願について
- 日程第 7 その他

---

## 議 事 次 第

---

### <日程第1 開会宣言>

事 務 局 長      ただ今から、令和8年度第1回農業委員会総会を開会いたします。  
本日、1番、5番、6番、11番、12番、16番、17番が欠席する旨、  
届出がありました。  
よって、委員20名中、13名が出席しており、会議は成立いたしました。  
会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

---

### <日程第2 会長挨拶>

会                  長      皆様、こんにちは。  
農作業の忙しい中、総会の出席ご苦労様です。  
また本日もよろしくお願いします。  
それでは、ただいまから会議を始めます。(13:36)

---

### <日程第3 議事録署名委員の指定>

議                  長      日程第3、議事録署名委員を指名いたします。  
千歳市農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員に  
は、14番、15番を指名いたします。

---

### <日程第4 諸般の報告>

議                  長      日程第4、諸般の報告を行います。  
事務局より説明願います。

事      務      局      令和7年度第12回総会以降の諸般の事項につきましては、配布し  
ております資料のとおりであります。  
事務局からは、以上です。

---

## <日程第5 報告の部>

---

### 【報告第1号 専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）】

- 議 長 次に日程第5、報告の部に入ります。(13:37)  
初めに報告第1号を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第1号について、ご説明申しあげます。  
議案書1ページをご覧ください。  
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。  
1 前任者から、ご説明いたします。  
4月1日付けで、△△△△前産業振興部次長兼農業委員会事務局長が観光スポーツ部長として昇任し、異動しております。  
また、△△△△前農業委員会事務局管理課農地係主任が、建設部都市整備課公園管理係主任として異動しております。  
次に、後任者についてご説明いたします。  
同じく4月1日付けで、△△△△前事務局長の後任として、企画部企画課長でありました△△△△課長が産業振興部次長に昇任し、農業委員会事務局長として併任発令を行っております。  
また、△△△△前農地係主任の後任として、教育委員会教育部青少年課生徒指導係主任でありました△△△△主任が、事務局管理課農地係主任として着任しております。  
以上、報告第1号についてご説明申しあげました。  
事務局からは、以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。  
  
(質問なし)
- 議 長 質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

---

### 【報告第2号 専決処分の報告について（農地法第3条の3届出）】

- 議 長 次に報告第2号を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について、ご説明申しあげます。議案書2ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第3条の3の規定による届出は1件で、土地の所在等は、議案書2ページのとおりで。

被相続人について、整理番号13は△△△△さんであります。

以上、報告第2号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議長 質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

---

### 【報告第3号 専決処分の報告について（現況証明願）】

議長 次に報告第3号を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 報告第3号についてご説明申しあげます。議案書3ページをお開きください。

現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の1ページ、2ページに、報告第3号資料として地番図、航空写真、現地写真を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

土地の所在等は議案書3ページのとおりで。

土地の区分は市街化区域であるため、事務局職員において本年4月1日に現地確認を行っております。

願出地は、所有者のご主人、△△△△さんが購入した土地で昭和50年11月に住宅を建てた土地になります。△△△△さんが平成3年1月亡くなり、相続により△△△△さんが土地を取得しましたが、△△さんは令和7年8月に亡くなっており、法定相続人である妹の△△△△さんより、現況証明の願出がありました。

〇〇〇〇に近い〇〇丁目の住宅街に位置し、願出人からは過去において農地利用は確認できない土地であると聴取しております。

今後、当該地を姪御さんへ遺贈するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願の提出がありました。

調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、住宅が建っており、周囲も住宅地であることから、農地として活用することが困難と判断したため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第3号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第3号を報告済といたします。

---

## <日程第6 協議の部>

---

### 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議 長 次に、日程第6、協議の部に入ります。(13:41)  
はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について、ご説明申しあげます。議案書4ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借権が1件です。

当日配布資料の3ページから10ページに、議案第1号資料として地番図と営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

整理番号1は、現在、〇〇市にお住まいですが、令和4年まで〇〇に住んでおられました△△△△さんが、〇〇地区の△△△△さん

の農地を賃貸借し、△△さんに教えてもらいながら、新規に営農を開始したいというものであります。

整理番号1は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号1についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、農地小委員会で協議しておりますので、●●委員長から協議結果について報告願います。

● ● 委 員 長 3月24日、令和7年度第4回農地小委員会を開催し、議案第1号、整理番号1に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。

新規就農を希望する△△△△さんから、栽培の営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。

その結果、営農計画は適正であることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

議 長 暫時休憩します。(13:44)

議 長 再開します。(13:45)  
発言はありますか。

(質疑なし)

議 長 発言が無ければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。



---

【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議 長 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号について、ご説明申しあげます。議案書 5 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

なお、可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。

当日配布資料の 11 ページから 13 ページに、議案第 2 号資料として航空写真、求積図、現況写真を添付しております。

本件は、農業用施設の転用追認案件となります。

転用を行う土地の所在は、〇〇〇番〇の内、地目は公簿・現況ともに畑、面積は 1,505 m<sup>2</sup>、所有者は△△△△さんです。

当該地には〇〇〇〇2 棟が建設されており、1 棟は平成 6 年に所有者の父の△△△△さんが、もう 1 棟は平成 15 年に所有者の△△△△さんが建設しました。その後、父の△△△△さんは平成 19 年に亡くなられています。

建設当時、農地法について十分理解していなかったことから、農地転用の許可申請が必要ないと誤解し、許可を得ずに建設に至ったとのことでした。

△△△△さんからは、今後、このようなことが無いよう、農地法及び関連法令を遵守する旨の始末書の提出を受けております。

当該地の農地区分は、農用地区域内農業用施設用地に区分されております。農用地区域内農地は、原則、転用不許可とされておりますが、当該地は農業用施設用地として使用されているため、例外許可事由に該当します。

このことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては 30 a 以下の農地転用案件ですが、転用の追認であるため、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。

以上、議案第 2 号についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは、以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

---

### 【議案第 3 号 現況証明願について】

議 長 次に議案第 3 号、現況証明願についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 議案書 6 ページをお開きください。  
最初に訂正をお願いいたします。表の左端の整理番号が 1 となっておりますが正しくは 2 でしたので、お手数ですが訂正をお願いいたします。

議案第 3 号についてご説明申しあげます。

現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。

今月の市街化調整区域における現況証明願は整理番号 2 の 1 件であります。

当日配布資料の 14 ページから 16 ページに議案第 3 号資料として、位置図、航空写真、現地写真を添付しております。

現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。

願出地は、願出人の△△△△さんが平成 20 年に取得した土地であります。

本件は、平成 21 年に農地法第 4 条の申請により、内地番で農家住宅等を建てましたが、分筆したので地目変更登記を行いたいとして、所有者から現況証明の願出があったものです。

調査の結果、願出地は農家住宅及び駐車場等として利用されており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 2 について、ご説明申しあげましたが、よろしく

ご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

● ● 委 員 4月3日に、私のほか●●委員、●●委員及び事務局により、整理番号2について現地調査を行いましたので報告します。

証明を受けようとする土地は、住宅等が建っており、農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

議 長 暫時休憩します。(13:53)

議 長 再開します。(13:56)  
発言はありますか。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局からの報告をお願いします。

※事務局より次の事項について、報告があった。

資 料 1 火山灰・砂利採取特別委員会の開催について

口 頭 農地小委員会の開催について

資 料 2 農地パトロールの日程及び新規対象地の報告について

口 頭 議案保管用ファイルについて

資 料 北こぶしの配付について

口 頭 第 2 回総会の開催場所について

口 頭 令和 8 年度大地の会総会の開催について

---

### ＜閉会宣言＞

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。(13：59 閉会)